

議案第7号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年5月16日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成30年5月16日

鳥取県教育委員会
教育長 山本 仁志

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

おがももときよきんしんじゅうにめいれんしよきしょうもん

保護文化財 「小鴨元清近臣十二名連署起請文」（倉吉市）

天正10年（1582）5月5日に岩倉城主小鴨元清の近臣たち12名が作成した起請文（※1）である。これが書かれた天正10年5月5日は、本能寺の変（天正10年6月2日）が起こる1か月ほど前にあたり、羽柴秀吉が鳥取城を攻略（天正9年10月25日）後、備中高松城へ進軍する（天正10年3月～）など、織田氏と毛利氏が戦いを繰り広げていた頃である。当時、小鴨元清も南条元統とともに羽衣石城（湯梨浜町）、岩倉城（倉吉市）周辺で織田方として毛利軍と戦っていた。

本史料は、杉とみられる針葉樹の板に12名の名前と花押（※2）、さらにその左側には、「この12名について、岩倉城の虎口表で申し合わせたことについて偽りなく、今後どのようなことが起きても互いに見捨てることはない。もしこれを偽るようなことがあれば、（小鴨）大明神殿の御罰を受ける」といった内容が書かれており、小鴨元清の家臣について知ることができるほか、戦いが続く中であって小鴨家臣団が強い結束を保っていたことを窺える貴重な史料である。



起請文

※1 起請文：自分の行動について神仏に誓い、違反した場合は罰を受ける旨を記した文書。

※2 花押：署名の代わりに書いた一種の記号。

第 2 章 県指定保護文化財
（指定）

- 第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。
 - 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
 - 4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
 - 5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

- 第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）